

ITフリーランスの皆さまへ

令和3年9月1日から 労災保険に特別加入できるようになります

労災保険の特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。



特別加入のメリット

労災保険に特別加入すると、**仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等をした場合、補償を受けられます。**

給付内容

労災保険給付では、以下のような給付金が支給されます。

- ・ケガ等の治療費などの療養費
- ・ケガ等で休業する際の休業期間の給付
- ・治療後に障害が残った場合の給付
- ・お亡くなりになった場合の遺族への給付 等

ITフリーランスの対象範囲

原則として以下の業務・作業をされる方が対象です。

- ・情報処理システム※¹の設計、開発※²、管理、監査、セキュリティ管理
- ・情報処理システム※¹に関する業務の一体的な企画
- ・ソフトウェアやウェブページの設計、開発、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン
- ・ソフトウェアやウェブページに関する業務の一体的な企画その他の情報処理

※¹ ネットワークシステム、データベースシステムおよびエンベデッドシステムを含む

※² プロジェクト管理を含む

具体的にはこのような方が対象です

- ・ITコンサルタント
- ・プロジェクトマネージャー
- ・プロジェクトリーダー
- ・システムエンジニア
- ・プログラマ
- ・サーバーエンジニア
- ・ネットワークエンジニア
- ・データベースエンジニア
- ・セキュリティエンジニア
- ・運用保守エンジニア
- ・テストエンジニア
- ・社内SE
- ・製品開発/研究開発エンジニア
- ・データサイエンティスト
- ・アプリケーションエンジニア
- ・Webデザイナー
- ・Webディレクター



等

労災保険特別加入の手続きに関するよくある質問

**ITフリーランスです。
特別加入をするには、
どのような手続きが必要ですか？**

既にITフリーランスの特別加入団体として承認をされた団体を通じて、または新規にITフリーランスの特別加入団体を設立して、加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

**ITフリーランスです。
会社員に近い形で働いている
場合は加入できますか？**

労働契約でない請負等の契約で業務に従事している場合は特別加入することができます。契約形式に関わらず、実態として労働者と認められる場合は、特別加入をしていなくても労災保険が適用され※、補償を受けることができます。※この場合事業主は保険料を納めます。

**ITフリーランスです。
特別加入後、仕事中や通勤中にケガ等
をした場合はどうすればよいですか？**

請求したい保険給付の請求書を所轄の労働基準監督署等に提出してください。

特別加入団体とは何ですか？

同種の特定の事業・作業に従事する方（労働者として認められる方を除く）で構成された団体のことです。

**特別加入団体です。
ITフリーランスが新規に特別加入する
場合、何か手続きが必要ですか？**

「特別加入に関する変更届」の提出が必要です。

加入手続きの流れ

ITフリーランスで働くご本人から、加入したい団体へ申し込み手続きを行ってください。その手続きを受けて、特別加入団体が所轄の労働基準監督署に「特別加入申請書」または「特別加入に関する変更届」を提出します。最終的に都道府県労働局長が受理し、承認します。



詳細・お問い合わせ

① 労災保険への特別加入に関する詳しい情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu.html

お問い合わせは各都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へ

② 各都道府県労働局

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

③ 全国労働基準監督署の所在案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

①



②



③

